

広島市告示第 4 5 6 号
令和 7 年 9 月 2 5 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 7 年 9 月 2 5 日から同年 1 0 月 9 日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の 期 日
市道	西 2 区 2 1 4 号線	西区南観音五丁目 1 7 1 6 番地 3 地先	令和 7 年 9 月 2 5 日
		西区南観音五丁目 1 7 1 6 番地 1 0 地先	
市道	西 2 区 2 1 5 号線	西区南観音五丁目 1 7 1 6 番地 5 地先	令和 7 年 9 月 2 5 日
		西区南観音五丁目 1 7 1 6 番地 6 地先	
市道	安佐北 2 区 1 1 4 2 号線	安佐北区口田南七丁目 1 9 4 4 番地 5 地先	令和 7 年 9 月 2 5 日
		安佐北区口田南七丁目 1 9 4 2 番地 1 1 地先	
市道	安佐北 3 区 1 0 2 3 号線	安佐北区三入二丁目 1 1 4 1 番地 6 地先	令和 7 年 9 月 2 5 日
		安佐北区三入二丁目 1 1 4 1 番地 1 0 地先	
市道	安佐北 3 区 1 0 2 4 号線	安佐北区可部南三丁目 7 1 番地 9 地先	令和 7 年 9 月 2 5 日
		安佐北区可部南三丁目 7 1 番地 1 1 地先	
市道	安佐北 4 区 5 2 0 号線	安佐北区安佐町大字飯室字幕之内 2 0 2 1 番地 5 地先	令和 7 年 9 月 2 5 日
		安佐北区安佐町大字飯室字此山 1 1 2 2 5 番地 1 1 地先	